８福薬業発第３４８号
令和８年１１月１３日

各地区薬剤師会会長　殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事　竹野　将行

令和８年の薬剤師の届出について（依頼）

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、福岡県保健医療介護部保健医療介護総務課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

薬剤師の届出は２年に１度行われており、医療機関等に勤務する薬剤師については、勤務先の医療機関等で取りまとめた上で、インターネットによるオンライン届出が可能となっております。なお、オンラインによる届出が困難な場合などについては、紙による届出も可能です。県内の保健所･保健福祉（環境）事務所の窓口で配布されるほか、下記の福岡県ホームページからもダウンロードいただけます。

つきましては、ご多忙とは存じますが、届出票の提出についてご協力いただきますとともに貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

記

●福岡県ホームページ
トップページ＞健康･福祉・子育て＞医療＞医療提供体制＞医師･歯科医師･薬剤師の皆様へ 今年度は２年に１度の届出年度です
URL： https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ishi-shikaishi-yakuzaishi-r08.html

●厚生労働省ホームページ
ホーム＞政策について＞分野別の政策一覧＞健康・医療＞医療＞医療従事者による２年に一度の届出（三師届・業務従事者届）について
URL:
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/iryojujisha-todokede-sys.html

以 上

公印省略

８保総第１９６３号
令和８年１１月１０日

公益社団法人福岡県薬剤師会　会長　殿

福岡県保健医療介護部長
（保健医療介護総務課）

医師、歯科医師及び薬剤師の届出について（依頼）

晩秋の候、貴職におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
また、日頃は本県の保健医療介護行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。
さて、標記届出につきましては、２年に１度実施しているところです。本年はその実施年にあたり、厚生労働省から別添のとおり実施通知がありました。
つきましては、御多忙のところ恐縮ですが、届出の実施について御協力いただきますようお願い申し上げます。
今年度においても、前回と同様、勤務先の医療機関等にとりまとめていただいた上で、インターネットによるオンライン届出が可能です。オンラインによる届出は、厚生労働省の医療従事者届出システム（以下「届出システム」という。）を活用し、届出システムへのアクセス方法、利用マニュアル等は、下記ホームページに掲載します。
紙による届出に係る届出票は、県内保健所・保健福祉（環境）事務所の窓口で配布するほか、下記ホームページからもダウンロードできます。
紙による届出にあたりましては、必ず、右肩に「R08」と印字された本年の届出票で御提出いただきますよう、御協力お願い申し上げます。

記

○県ホームページ
トップページ＞健康・福祉・子育て＞医療＞医療提供体制＞医師・歯科医師・薬剤師の皆様へ　今年度は２年に１度の届出年度です
https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ishi-shikaishi-yakuzaishi-r08.html

【参考】
○厚生労働省ホームページ
ホーム＞政策について＞分野別の政策一覧＞健康・医療＞医療＞医療従事者による２年に一度の届出（三師届・業務従事者届）について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/iryojujisha-todokede-sys.html

（お問い合わせ先）
福岡県保健医療介護部
保健医療介護総務課企画広報係　溝江
TEL：092－643－3238　FAX：092－643－3241
Mail：mizoe-k6317@pref.fukuoka.lg.jp

届出のお願い

医師・歯科医師・薬剤師の
資格をお持ちの皆さまへ



本年は２年に一度の届出年です

対象

日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方

※ 現在、就労していない方も含みます。

届出期限

令和９年１月１５日（金）まで



令和８年１２月３１日現在の状況を
お知らせください。



医療機関等にお勤めの方は
オンラインで届出が可能です。





詳しくは、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

三師届　厚生労働省　検索

オンラインで届出ができない場合は、
紙の届出票をお近くの保健所へご提出ください。

お問い合わせ先

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Q&A

Q1 届出をしなければいけないのですか？

A　医師法、歯科医師法、薬剤師法により、２年に一度
厚生労働大臣に届出をすることが義務づけられています。

Q2 届出はどのように行うのですか？

A　**【オンライン】**
厚生労働省のウェブサイトから、医療従事者届出システムにアクセスし、お勤めの医療機関等から提供されるID・パスワードを用いてログインの上、届出してください。

【紙】
最寄りの保健所へご提出ください。

Q3 届出票が手元にないのですがどこで入手できますか？

A　最寄りの保健所までお問い合わせいただくか、
厚生労働省のウェブサイトからダウンロードしてください。

Q4 届出票に記入された個人情報は保護されるのですか？

A　届出票に記入された内容は、
各法令等により堅く秘密が守られます。

Q5 この届出はどのようなことに使われてますか？

A　「医師・歯科医師・薬剤師統計」として集計・公表し、
医療行政施策において、有効に活用されています。

また、届出票の活用に同意いただけた場合には、
各都道府県において医師や薬剤師の確保対策や、
歯科医師の適正配置の検討等に活用されています。

なお、2年ごとの届出を行わないと原則
「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されません。

▶ **医師等資格確認検索システム**（医師・歯科医師）
https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/

写

医政発 1029 第 1 号
医薬発 1029 第 1 号
令和８年 10 月 29 日

各都道府県知事　殿

厚生労働省医政局長
（公印省略）

厚生労働省医薬局長
（公印省略）

令和８年医師、歯科医師及び薬剤師の届出について（通知）

標記届出については、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第６条第３項、歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第６条第３項及び薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第９条の規定により、２年ごとの年の 12 月 31 日現在における氏名、住所その他の事項について届出を行うことが義務付けられており、医師及び歯科医師が届出を行わない場合には、原則として「医師等資格確認検索システム」（https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/）に氏名等が掲載されなくなります。

厚生労働省においては、届出により得られる行政記録情報を活用して公的統計である「医師・歯科医師・薬剤師統計」の集計・公表を行いますので、これらの届出について御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

オンラインによる届出は、厚生労働省の医療従事者届出システム（以下「届出システム」という。）を活用し、医療機関等を通じて行うこととなります。届出システムへのアクセス方法、利用マニュアル、届出様式等は、厚生労働省ホームページに掲載することとし、随時情報を更新していきます。

〔厚生労働省の専用ホームページ URL〕　※令和８年 10 月 29 日以降更新予定
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/iryojujisha-todokede-sys.html

なお、オンラインによる届出が困難な場合や医療機関等に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師以外については、従来どおり、紙媒体による届出を保健所や都道府県を経由して行うこととなりますので、引き続き御協力をお願いいたします。

令和８年度の届出に係る実施方法、提出期限、集計・公表等は下記のとおりとしますので、指定都市、中核市、保健所を設置する市（指定都市及び中核市を除く。）、特別区その他関係団体等に対する連絡及び届出票の配布について、貴職からお願いいたします。

記

1　届出の対象

日本国内に住所があって、日本の医籍に登録されている医師、歯科医籍に登録されている歯科医師及び薬剤師名簿に登録されている薬剤師。

2　届出の時点

令和８年 12 月 31 日現在

3　届出事項

令和８年届出票のとおり

4　届出の経路等

（１）オンラインによる届出の場合

①医療機関等に勤務する届出義務者である医師、歯科医師及び薬剤師は、医療機関等を通じて届出システムにより厚生労働大臣に提出する。

ⅰ）医療機関等（※）に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師は、医療機関等が発行する ID を用いて届出システムにアクセスし、必要事項を直接入力又は電子媒体の届出票をアップロードすることにより届出情報を登録する。

※　医療機関等とは、病院、一般診療所、歯科診療所、薬局、介護保険施設、医薬品製造販売業・製造業・販売業、教育機関、衛生行政機関・保健衛生施設等を基本として想定するが、それ以外の医師等が勤務する機関についてもオンラインによる届出は可能。

ⅱ）医療機関等は、自機関に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師が届出システムにおいて必要な届出情報を登録したことを確認の上登録データを送信することにより、届出を完了する。

②届出経路

厚生労働省 ―――――――― 医療機関等 ―― 医師・歯科医師・薬剤師

（２）紙媒体による届出の場合

①オンラインによる届出が困難な場合や医療機関等に勤務していない医師、歯科医師及び薬剤師は、保健所、都道府県等を経由して厚生労働大臣に提出する。

②届出経路

厚生労働省――都道府県 ―――― 保健所 ―― 医師・歯科医師・薬剤師

└ 保健所設置市 ┘
　特　別　区

5　届出票の提出期限

（１）オンラインによる届出の場合

医療機関等は、自機関に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師（紙媒体による届出をした者を除く。以下「職員」という。）に必要な情報を伝達し、職員が届出システムにおいて必要な届出情報を登録又は届出システムにおいて職員の必要な届出情報を一括して登録することにより、令和９年１月 15 日までに厚生労働大臣への届出を完了する。

（２）紙媒体による届出の場合

①保健所長は、医師、歯科医師及び薬剤師から提出された届出票を内容確認の上取りまとめ、令和９年１月 31 日までに都道府県知事に提出する。

ただし、保健所を設置する市及び特別区の保健所長にあっては、その市長又は区長に同年１月 25 日までに提出し、市長又は区長は同年１月 31 日までに都道府県知事に提出する。

②都道府県知事は、保健所長、市長又は区長から提出された届出票を内容確認の

上取りまとめ、令和９年２月 28 日までに厚生労働大臣に提出する。

6　統計の作成

届出事項の一部を用いて、医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名（薬剤師を除く。）等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的として統計を作成する。

7　集計及び結果の公表

集計は、厚生労働省政策統括官が行い、結果は速やかに「医師・歯科医師・薬剤師統計（概況）」として厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/ ）に掲載するとともに、集計結果を政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載する。

8　届出情報の利用にあたっての留意事項

各都道府県は、医師、薬剤師の確保対策の検討及び歯科医師の適正配置の検討等に活用するために届出情報の閲覧等をすることができる。ただし、届出票中（18）の不同意欄（歯科医師届出票は（16）、薬剤師届出票は（12））に〇が記載されていない場合のみ利用可能とし、届出システムを通じて提出されたものについては、提供する情報は必要最小限とする。なお、提供項目について、追加での利用項目の申請を受け付ける。

※届出システムへのログインにあたっては各都道府県の ID・パスワードを使用すること。

薬

様式第六（第七条関係）

薬剤師届出票

R08 薬

（令和８年12月31日現在）

(1) 住所	〒□□□－□□□□ 都道府県　市郡　区　町村		
ふりがな		電話	
(2) 氏名	（旧姓）	（　－　－　）	
(3) 性別	1 男 ・ 2 女	(4) 生年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治　年　月　日
(5) 薬剤師名簿登録番号	第　　号	(6) 薬剤師名簿登録年月日	1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正　年　月　日

(7) 従事している施設及び業務の種別

回答欄	施設の種別	業務の種別
01～19のうち１つを記入すること。 主たる施設・業務の種別（１つ）	薬局	01 開設者又は法人の代表者（管理者） 02 開設者又は法人の代表者（管理者以外） 03 勤務者（管理者） 04 勤務者（管理者以外）
	病院	05 調剤・病棟業務 06 その他（治験、検査等）
	診療所	07 調剤・病棟業務 08 その他（治験、検査等）
複数の施設に従事している場合で２番目に長時間従事している施設について01～18のうち１つを記入すること。 従たる施設・業務の種別（１つ）	介護保険施設	09 介護老人保健施設の勤務者 10 介護医療院の勤務者
	大学	11 勤務者（研究・教育） 12 大学院生又は研究生
	医薬品関係企業	13 医薬品製造販売業・製造業（研究・開発、営業、その他） 14 店舗販売業 15 配置販売業 16 卸売販売業
	上記以外の施設	17 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者
	その他	18 その他の業務の従事者 19 無職の者

(8) 主たる従事先

（「名称」「所在地」「電話」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～18のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。）

ふりがな		電話
名称		代表電話 （　－　－　）
所在地	〒□□□－□□□□ 都道府県　市郡　区　町村	

（「就業形態」「休業の取得」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～11及び13～18のいずれかを記入した者のみが記入すること。）

就業形態 12月１日～７日の勤務時間として該当する番号を１つ○で囲むこと。	（※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者（ただし、勤務時間が１週間あたり32時間未満の者は含まない）。「非常勤」とは「常勤」以外の者。） 1 常勤（勤務時間32時間以上）　2 非常勤（８時間未満）　3 非常勤（８時間～16時間未満） 4 非常勤（16時間～24時間未満）　5 非常勤（24時間～32時間未満）
休業の取得 （取得中の者のみ）	1 産前・産後休業　2 育児休業　3 介護休業

(9) 従たる従事先

（複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01～18のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。）

ふりがな		電話
名称		代表電話 （　－　－　）
所在地	〒□□□－□□□□ 都道府県　市郡　区　町村	

裏面へ続く

(10) 薬剤師免許取得の際に薬学課程を修めた大学名等 大学名等の番号を1つ○で囲むこと。（修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。） 大学の再編・統合・改称により、薬剤師免許取得の際に薬学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。	国立	01 北海道大学　02 東北大学　03 千葉大学　04 東京大学　05 富山大学 06 金沢大学　07 京都大学　08 大阪大学　09 岡山大学　10 広島大学 11 徳島大学　12 九州大学　13 長崎大学　14 熊本大学
	公立	15 岐阜薬科大学　16 静岡県立大学　17 名古屋市立大学　18 山口東京理科大学
	私立・外国薬学校	19 北海道医療大学　20 北海道科学大学　21 青森大学　22 岩手医科大学　23 東北医科薬科大学 24 医療創生大学　25 奥羽大学　26 国際医療福祉大学　27 高崎健康福祉大学　28 城西大学 29 日本薬科大学　30 城西国際大学　31 千葉科学大学　32 帝京平成大学　33 東京理科大学 34 東邦大学　35 日本大学　36 北里大学　37 慶應義塾大学　38 昭和医科大学 39 昭和薬科大学　40 東京薬科大学　41 星薬科大学　42 武蔵野大学　43 明治薬科大学 44 帝京大学　45 横浜薬科大学　46 岐阜医療科学大学　47 新潟薬科大学　48 北陸大学 49 愛知学院大学　50 金城学院大学　51 名城大学　52 鈴鹿医療科学大学　53 京都薬科大学 54 同志社女子大学　55 立命館大学　56 大阪大谷大学　57 大阪医科薬科大学　58 近畿大学 59 摂南大学　60 神戸学院大学　61 神戸薬科大学　62 兵庫医科大学　63 姫路獨協大学 64 武庫川女子大学　65 就実大学　66 広島国際大学　67 福山大学　68 安田女子大学 69 徳島文理大学　70 松山大学　71 第一薬科大学　72 福岡大学　73 長崎国際大学 74 崇城大学　75 九州医療科学大学　76 外国の薬学校
(11) 出身地	（あなたが高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県（出身地）を記入すること。外国の場合は「外国」を○で囲むこと。）	都道府県〔　　〕・外国
(12) 本届出票の活用に対する確認	各都道府県における薬剤師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに**同意しない場合**には、右欄に○を付けること。	同意しない場合
(13) 備考		

提出期限　翌年1月15日

薬剤師届出票について

薬剤師法では、２年に一度の届出が義務づけられており、これに違反した者は、薬剤師法第三十二条にて五十万円以下の罰金に処される可能性があります。

１．前回の薬剤師届出票からの変更点

(1)「(2)氏名」に旧姓の記載欄を追加。
(2) メールアドレスの記載欄を削除。

三師届　厚生労働省　検索

２．届出方法

次の(1)又は(2)のいずれかの方法を任意で選び、届出する。

(1) オンラインによる届出
「医療従事者届出システム」を通じてオンラインによる届出が可能。詳細は、厚生労働省ウェブサイトを確認。

(2) 紙媒体による届出
薬剤師届出票を切り取り線で切り離し、届出票のみを提出する。
提出先は原則として**「(1)住所」を管轄する保健所長**に提出する。ただし、**「(8)主たる従事先」を管轄する保健所長**に提出しても差し支えない。

３．紙届出票の記入上の注意事項

(1) 令和８年薬剤師届出票を使用する。
(2) 黒ボールペンを用いて、はっきり記入する。（鉛筆、摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しない。）
(3) 該当する事項に○を付けて選択する場合には、その番号を○で囲む。
(4) 誤って記入した場合の訂正は、訂正箇所に二重線を引いて抹消し、なるべくその行の上部余白に正しい事項を記入する。また、この場合の訂正印は不要。

３．記入要領

(1) **住所**　住所の**郵便番号を郵便番号欄に必ず記入**し、住所欄には番地又は番号まで正確に記入する。

(2) **氏名**　戸籍上の氏名を正確に記入する。旧姓を併記することが可能であるが、旧姓のふりがなの記載は不要。

(5) **薬剤師名簿登録番号**　薬剤師免許証に記載されている番号を、６桁で枠内に記入する。
６桁に足りない場合は、足りない桁数分、先頭に０（ゼロ）を付ける。

例　第１２３号の場合　→

第	0	0	0	1	2	3	号

(6) **薬剤師名簿登録年月日**　薬剤師免許証を再交付された場合には、**「再交付年月日」を記入しないよう**特に注意する。

(7) **従事している施設及び業務の種別**　複数の施設に従事していない場合、「従たる施設・業務の種別」欄は無記入とする。なお、同一施設内で複数の業務に従事している場合は、最も長時間従事している業務の種別を選択する。

薬局	01　開設者又は法人の代表者（管理者）	薬局を開設している者又は薬局を開設する法人の代表者であって、薬局を実地に管理する者
	02　開設者又は法人の代表者（管理者以外）	薬局を開設している者又は薬局を開設する法人の代表者であって、上記01以外の者
	03　勤務者（管理者）	開設者又は法人の代表者を除く薬局の勤務者であって、薬局を実地に管理する者
	04　勤務者（管理者以外）	開設者又は法人の代表者を除く薬局の勤務者であって、上記03以外の者
病院	05　調剤・病棟業務	病院において、調剤、病棟業務、薬歴管理、服薬指導、医薬品情報業務等に従事している者
	06　その他（治験、検査等）	病院において、調剤・病棟業務以外の業務に従事している者
診療所	07　調剤・病棟業務	診療所において、調剤、病棟業務、薬歴管理、服薬指導、医薬品情報業務等に従事している者
	08　その他（治験、検査等）	診療所において、調剤・病棟業務以外の業務に従事している者
介護保険施設	09　介護老人保健施設の勤務者	介護老人保健施設で薬剤師として従事している者
	10　介護医療院の勤務者	介護医療院で薬剤師として従事している者
大学	11　勤務者（研究・教育）	大学において、教育又は研究に従事している者（教授、准教授、講師、助教等）
	12　大学院生又は研究生	大学において、上記11以外の大学院生又は研究生
医薬品関係企業	13　医薬品製造販売業・製造業（研究・開発、営業、その他）	製薬会社（その研究所を含む。）、血液センター等医薬品の製造販売業又は製造業に従事している者（企業から派遣される治験コーディネーターを含む。）
	14　店舗販売業	店舗販売業者又は店舗販売業に従事している者（旧薬種商を含む。）
	15　配置販売業	配置販売業者又は配置販売業に従事している者（既存配置販売業を含む。）
	16　卸売販売業	卸売販売業者又は卸売販売業に従事している者
上記以外の施設	17　衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	国、都道府県、保健所、地方厚生局麻薬取締部、地方衛生研究所、国立医薬品食品衛生研究所、公害担当部門等衛生行政機関又は保健衛生施設に従事している者
その他	18　その他の業務の従事者	化粧品や医薬部外品等の製造業、化学工業、食品関係等01～17に含まれない業務に従事している者
	19　無職の者	職業に従事していない者で、休業中、病気療養等休職中の者を含まない。

裏面へ続く

(8) **主たる従事先**

(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に**01～18**のいずれかを記入した場合の従事先について記入する。

所在地

郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。

就業形態

12月１日～７日の勤務時間として該当する番号を１つ○で囲む。雇用形態に関わらず、施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務し、１週間の勤務時間が32時間以上の場合は**1**を○で囲み、施設で定めた１週間の勤務時間が32時間未満の場合は非常勤とし、**2**～**5**の該当する勤務時間の番号を○で囲む。

休業の取得

令和８年12月31日現在において、産前・産後休業、育児休業又は介護休業を取得している者は該当する番号を○で囲む。いずれも該当しない場合は、無記入とする。

(9) **従たる従事先**

(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に**01～18**のいずれかを記入した場合の従事先について記入する。

所在地

郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。

(10) **薬剤師免許取得の際に薬学課程を修めた大学名等**

01～76までの該当する番号を必ず１つ○で囲む。修了した大学院名等の番号を○で囲まない。また、大学の再編・統合・改称により該当の大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲む。

(11) **出身地**

あなたが高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県（出身地）を記入する。外国の場合は「外国」を○で囲む。

(12) **本届出票の活用に対する確認**

個人情報の保護に関する法律第六十九条第二項に基づき保有個人情報を都道府県へ提供する場合を除く。

(13) **備考**

届出票の記入事項に説明を要すると思われる事項を明記する。医師又は歯科医師免許を併せ有する者は、その旨を明記し(「医師免許併有」等)、**併有している届出票についても提出**する。

薬　　R08　薬

様式第六（第七条関係）

薬剤師届出票

（令和８年12月31日現在）

《 記入例 》

(1) 郵便番号は必ず記入します。
住所は住民登録とは関係なく、現に居住している場所を都道府県から、番地又は番号まで正確に記入します。

(2) 戸籍上の氏名を正確に記入します。
旧姓を併記することが可能ですが、旧姓のふりがなの記載は不要です。

(7) 複数の施設に従事している場合は、「主たる施設・業務の種別」と、２番目に長時間従事している施設を記入した届出票を１枚提出します。
なお、同一施設内で複数の業務に従事している場合は、最も長時間従事している業務の種別を選択します。

(7) 複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設について記入します。
複数の施設に従事していない場合は、無記入とします。

(8) (7)欄の「主たる施設・業務の種別」で01～11及び13～18を記入した場合は、必ず記入します。

・雇用形態に関わらず、施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務しているか否かで常勤・非常勤を区別します。
施設で定めた勤務時間が週32時間未満の場合は非常勤とします。

・令和8年12月31日現在休業を取得中の場合は、該当する番号を〇で囲みます。

(9) (7)欄の「従たる施設・業務の種別」で01～18を記入した場合は、必ず記入します。

(1) 住所：〒１１１－２２２２　東京都 ○○区 △△△１丁目２番３号

(2) ふりがな：こうろう　じろう
氏名：厚労　二郎
（旧姓）田中
電話：（ 03－1234－5678 ）

(3) 性別：①男・２女

(4) 生年月日：４昭和 ０年 ７月 ２２日

(5) 薬剤師名簿登録番号：第 ０２３４５６ 号

(6) 薬剤師名簿登録年月日：６３年 ４月 ２０日

(7) 従事している施設及び業務の種別

回答欄	施設の種別	業務の種別
01～19のうち１つを記入すること。 主たる施設・業務の種別（１つ）：04	薬局	01 開設者又は法人の代表者（管理者） 02 開設者又は法人の代表者（管理者以外） 03 勤務者（管理者） 04 勤務者（管理者以外）
	病院	05 調剤・病棟業務 06 その他（治験、検査等）
	診療所	07 調剤・病棟業務 08 その他（治験、検査等）
	介護保険施設	09 介護老人保健施設の勤務者 10 介護医療院の勤務者
	大学	11 勤務者（研究・教育） 12 大学院生又は研究生
	医薬品関係企業	13 医薬品製造販売業・製造業（研究・開発、営業、その他） 14 店舗販売業 15 配置販売業 16 卸売販売業
	上記以外の施設	17 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者
	その他	18 その他の業務の従事者 19 無職の者
複数の施設に従事している場合で２番目に長時間従事している施設について01～18のうち１つを記入すること。 従たる施設・業務の種別（１つ）：06		

(8) 主たる従事先
（「名称」「所在地」「電話」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～18のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。）

ふりがな：□□□やっきょく
名称：□□□薬局
電話：代表電話（ 03 － 8901 － 2345 ）
所在地：〒８９０－２３４５　東京都 □□区

（「就業形態」「休業の取得」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～11及び13～18のいずれかを記入した者のみが記入すること。）

就業（12月１日～７日の勤務時間として該当する番号を１つ〇で囲むこと。）
※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者（ただし、勤務時間が１週間あたり32時間未満の者は含まない）。「非常勤」とは「常勤」以外の者。
1 常勤（勤務時間32時間以上）　2 非常勤（８時間未満）　3 非常勤（８時間～16時間未満）
4 非常勤（16時間～24時間未満）　⑤ 非常勤（24時間～32時間未満）

休業の取得（取得中の者のみ）：1 産前・産後休業　2 育児休業　3 介護休業

(9) 従たる従事先
（複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01～18のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。）

ふりがな：□□びょういん
名称：□□病院
電話：代表電話（ 045 － 678 － 9012 ）
所在地：〒１２３－４５６７　神奈川県 横浜市 □□区

裏面へ続く

(2) 固定電話又は携帯電話のいずれかを記入します。

(5)(6) 免許証に記載されている登録番号、登録年月日を記入します。登録番号は6桁で記入します。
6桁に足りない場合は、足りない桁数分、先頭に0（ゼロ）を付けます。
（例）第1234号→第001234号

免許証を再交付された場合も、「登録年月日」欄には当初の登録年月日を記入し、再交付年月日を記入しないでください。

誤って記入した場合、二重線を引いて抹消し、上部余白に正しい事項を記入します。
（訂正印は不要）

(8) (7)欄の「主たる施設・業務の種別」で01～18を記入した場合は、必ず記入します。

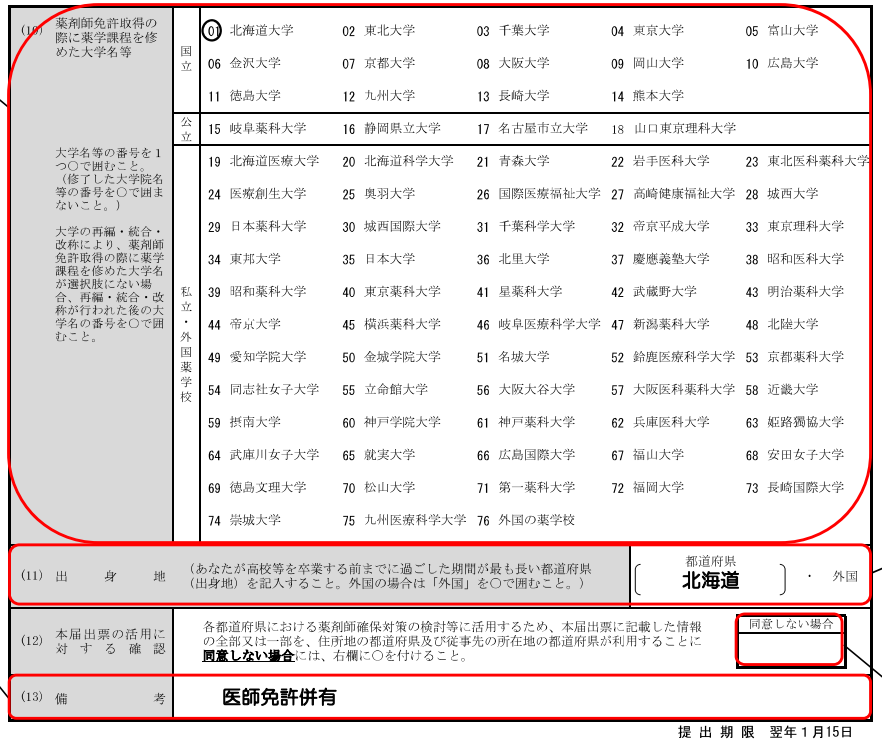
(8)(9) 郵便番号は必ず記入し、所在地は、市・区・町村名まで記入します。

薬

R08 薬

(10) 01～76までの該当する番号を必ず1つ〇で囲みます。

修了した大学院名等の番号を〇で囲まないよう注意します。



(10) 薬剤師免許取得の際に薬学課程を修めた大学名等	国立	(01) 北海道大学	02 東北大学	03 千葉大学	04 東京大学	05 富山大学
		06 金沢大学	07 京都大学	08 大阪大学	09 岡山大学	10 広島大学
		11 徳島大学	12 九州大学	13 長崎大学	14 熊本大学	
	公立	15 岐阜薬科大学	16 静岡県立大学	17 名古屋市立大学	18 山口東京理科大学	
大学名等の番号を1つ〇で囲むこと。（修了した大学院名等の番号を〇で囲まないこと。）	私立・外国薬学校	19 北海道医療大学	20 北海道科学大学	21 青森大学	22 岩手医科大学	23 東北医科薬科大学
		24 医療創生大学	25 奥羽大学	26 国際医療福祉大学	27 高崎健康福祉大学	28 城西大学
		29 日本薬科大学	30 城西国際大学	31 千葉科学大学	32 帝京平成大学	33 東京理科大学
		34 東邦大学	35 日本大学	36 北里大学	37 慶應義塾大学	38 昭和医科大学
		39 昭和薬科大学	40 東京薬科大学	41 星薬科大学	42 武蔵野大学	43 明治薬科大学
		44 帝京大学	45 横浜薬科大学	46 岐阜医療科学大学	47 新潟薬科大学	48 北陸大学
		49 愛知学院大学	50 金城学院大学	51 名城大学	52 鈴鹿医療科学大学	53 京都薬科大学
		54 同志社女子大学	55 立命館大学	56 大阪大谷大学	57 大阪医科薬科大学	58 近畿大学
		59 摂南大学	60 神戸学院大学	61 神戸薬科大学	62 兵庫医科大学	63 姫路獨協大学
		64 武庫川女子大学	65 就実大学	66 広島国際大学	67 福山大学	68 安田女子大学
		69 徳島文理大学	70 松山大学	71 第一薬科大学	72 福岡大学	73 長崎国際大学
		74 崇城大学	75 九州医療科学大学	76 外国の薬学校		
大学の再編・統合・改称により、薬剤師免許取得の際に薬学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を〇で囲むこと。						

(11) 出身地	（あなたが高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県（出身地）を記入すること。外国の場合は「外国」を〇で囲むこと。）	都道府県 〔 北海道 〕 ・ 外国
(12) 本届出票の活用に対する確認	各都道府県における薬剤師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに**同意しない場合**には、右欄に〇を付けること。	同意しない場合
(13) 備考	医師免許併有	

提出期限　翌年1月15日

(13) 医師又は歯科医師免許を併せ有する場合は、その旨を明記します。

（例）「医師免許併有」、「歯科医師免許併有」、「医師免許・歯科医師免許併有」

その他、記入事項に説明を要すると思われる事項を明記します。

(11) 高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県（出身地）を記入します。外国の場合は「外国」を〇で囲みます。

(12) 同意する場合は無記入とします。